

## <環境省ニュース>

# 環境研究総合推進費の一部業務の移管について

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室

### 1. 環境研究総合推進費に係る業務

環境省では、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）に係る業務として、これまで下記の業務を実施してきた。

#### (1) 推進費の基本方針の検討・策定

- ・外部専門家及び有識者からなる推進費に取り組むべき環境研究開発の基本方針及び内容、推進費の評価等について調査検討を行う環境研究企画委員会（以下「企画委員会」という。）の設置・運営、並びに企画委員会における調査検討結果の推進費制度への反映。
- ・環境研究・環境技術開発の推進戦略（中央環境審議会答申）の推進費制度への反映。
- ・推進費制度における全体方針の決定、評価方法及び改善が必要な事項について提言・助言を行うプログラム・ディレクターの配置。

#### (2) 環境省の行政ニーズ等の策定・提示

- ・環境政策貢献型の競争的資金として、環境省が必要とする研究開発テーマ（行政ニーズ）の策定・提示。
- ・戦略研究プロジェクトの形成（環境省がトップダウン的に研究開発テーマや研究リーダー等の大枠を決めた上で、研究チームを競争的に選定）。
- ・環境政策への貢献が期待される研究課題に対する行政推薦の提示。

#### (3) 新規研究課題の公募及び審査（事前評価、中間評価及び事後評価）

- ・新規研究課題の公募、新規採択の採否を決定する審査（事前評価）、研究の中間年度における評価を行う審査（中間評価）及び研究終了時に実施する審査（事後評価）の実施、並びにこれら審査に係る研究部会の運営。
- ・公募、評価結果に係る広報活動。

#### (4) 配分・契約業務

- ・推進費の研究代表者への配分、契約締結及び費用精算並びに研究体制・経費変更等への対応。

#### (5) 研究者支援・研究体制強化

- ・実施研究課題の進捗状況を把握し、研究者を支援するプロ

グラム・オフィサー（以下「P0」という。）の配置。（P0は、研究成果の環境政策への貢献を図るため、アドバイザーボード会合・現地調査等を通じて、研究者が行政ニーズを理解するよう導く等、行政と研究者との間の円滑な意思疎通を仲介。）

- ・研究費不正及び研究不正の防止等対応。

#### (6) 環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価

- ・環境政策への研究成果の活用等の推進。
- ・推進費制度の評価。
  - 追跡評価（研究終了後、一定期間を経過した段階（3～4年後））：研究成果の活用状況を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、その検証結果と次の研究課題の検討、関連する研究施策等の見直し、評価方法の改善に反映するために実施。
  - 制度評価（5年ごと）：推進費が研究制度として、環境政策上妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか（またはその見込みがあるか）等の観点に特に留意して評価を実施。

### 2. 独立行政法人環境再生保全機構へ移管する業務

平成28年4月に「独立行政法人環境再生保全機構法」が改正され、推進費に係る一部業務を平成28年10月より順次、環境省から独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に移管することとした。具体的には、推進費の効率的・効果的な推進を図るため、推進費に係る業務のうち、配分業務や研究者支援業務等の業務を移管するものであり、環境省設置法第4条第1号「環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の規定に基づく、推進費の基本方針の検討・策定、環境省の行政ニーズ等の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、引き続き環境省が実施する。

- ・機構へ移管する業務

上記1.における(3)、(4)、(5)

- ・引き続き環境省が実施する業務

上記1.における(1)、(2)、(6)

なお、(3)の審査（事前評価、中間評価及び事後評価）を行う研究部会の運営は機構に引き継がれるが、事前評価及び中間

評価におけるヒアリング審査には、機構への移管後も引き続き環境省職員が加わる。

### 3. 移管スケジュール

- ・上記1.における(3)の業務移管：平成28年10月1日
- ・上記1.における(4)，(5)の業務移管：平成29年4月1日

(4)において、これまで環境省の推進費関係課室（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課，総合環境政策局環境研究技術室，地球環境局研究調査室，環境保健部環境リスク評価室）が行ってきた推進費の研究代表者との契約締結及び費用精算並びに研究体制・経費変更等の対応については，継続課題を含めて平成29年度実施分から機構へ引き継がれることとなる。

### 4. 業務移管による推進費事業の高度化

#### (1) 複数年度契約による効率的な研究費の使用

研究の進捗に応じた研究費の繰越，年度をまたがる調達等の契約，概算払いの早期化。

#### (2) 委託研究による運用

現在補助金となっている資源循環領域における「研究事業」については，平成29年度新規課題から委託費により実施。

#### (3) 専門職員の配置による研究支援

機構の専門性のある職員による安定かつ継続的な研究者への助言・支援の実施（行政ニーズ，政策検討状況の情報提供等）。

推進費への平成29年度新規課題公募は昨年11月に受付を終了したが，次年度の行政ニーズ提案依頼は平成29年6月頃に，各都道府県及び政令指定都市等の環境担当部局長宛てにさせていただき予定である。今後とも，地方公共団体からの行政ニーズへの積極的な提案及び新規課題への応募をお願いする。

(参考) 環境研究総合推進費

- ・環境省ホームページ「環境研究・技術総合情報サイト」：  
<http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/>
- ・機構ホームページ「環境研究総合推進費サイト」：  
<https://www.erca.go.jp/suishinhi/>

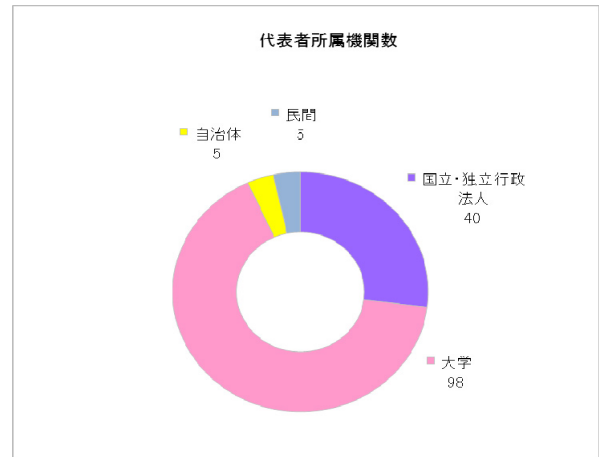


図1 平成28年度実施課題の代表者所属機関数

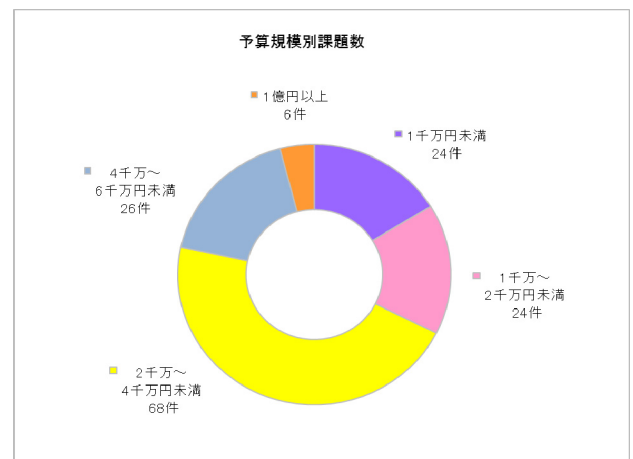


図2 平成28年度実施課題の予算規模別課題数